

規制の事前評価書

政策の名称	労働条件等の明示		担当部局名	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課		作成責任者名	需給調整事業課長 松本 圭		評価実施時期	平成29年1月	
法令案等の名称・関連条項	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の3第3項										
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 ○ 職業紹介等の際に求職者等に明示された労働条件等と、労働契約を締結する際の労働条件等が異なることにより、採用後にトラブルが発生する事例があることが指摘されている。</p> <p>【規制の目的、内容及び必要性】 ○ 求職者等が、労働契約の締結の前に、当該契約の中に、職業紹介・募集広告等で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか確認できるよう、求人者等に新たな明示義務を課すこととする。義務を履行しなかった場合には、厚生労働大臣による指導監督の対象となる。</p>										
想定される代替案	通達において、労働契約の締結の前に、職業紹介・募集広告で示された労働条件と異なる内容等について求人者等は求職者等に明示しなければならないこととし、行政による指導を行うこととする。										
規制の費用	費用の要素	代替案の場合									
1 遵守費用	求人者等に、労働契約を締結しようとする際に、職業紹介・募集広告等で示された労働条件と異なる内容等について明示する費用が発生すると考えられる。	求人者等に、労働契約を締結しようとする際に、職業紹介・募集広告等で示された労働条件と異なる内容等について明示する費用が発生すると考えられる。									
2 行政費用	違反した求人者等に対して指導監督を行う場合は、そのための費用が発生することになる。	違反した求人者等に対して指導を行う場合は、そのための費用が発生することになる。									
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	求職者等に対して職業紹介・募集広告で示された労働条件と異なる内容等について明示しない求人者等が存在する場合には、異なる内容等について確認できず、採用後のトラブルを十分に防止できないおそれがある。									
規制の便益	便益の要素	代替案の場合									
規制の便益	当該義務の新設により、職業紹介等の際に明示された労働条件と、締結しようとする労働契約の労働条件と異なる内容等が含まれているかどうかを確認することができることとなり、採用後のトラブルを防止することが可能となる。義務に違反した求人者等については、指導監督により、義務の履行が図られる。	代替案によっても、募集や求人の際に明示された労働条件と、締結しようとする労働契約の労働条件と異なる内容等が含まれているかどうかを確認することができることとなり、採用後のトラブルを防止することについては一定の効果が期待されるが、法的な義務ではないこと、指導によってしか履行確保が図られないことから、求人者等が十分に実施しないおそれがある。									
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案は法律上に義務を位置づけ、義務を履行しない場合には指導監督を行うこととすることにより、一定の遵守費用等が見込まれるが、迅速かつ確実な義務の履行が図られ採用後のトラブル防止が可能となることは、その費用を大きく上回ると考えられる。代替案は法的な義務ではないことから求人者等が十分に実施しないおそれがあり、また、事業主に行政指導等の対象となる義務を課すに当たっては、その義務の内容については、通達という形よりも、国会での議論を経る法律という形でできるだけ明示することが望ましいと考えられるため、改正案の方が適切であると考えられる。										
有識者の見解その他関連事項	<p>「職業紹介等に関する制度の改正について」(平成28年12月13日労働政策審議会建議)(抜粋)</p> <p>第2 具体的措置</p> <p>5 労働条件等の明示、指導監督等</p> <p>(1)労働条件等の明示</p> <p>ア 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者は、労働契約の締結に際して提示しようとする労働条件等(職業安定法第5条の3第3項の書面等による明示が必要な事項に限る。)が、次の場合に該当するときは、その旨を、当該労働契約の相手方となろうとする者が認識できるよう書面等で明示しなければならないものとするのが適当である。</p> <p>① 職業安定法第5条の3第1項の規定による当初の明示(以下「当初の明示」という。)において明示しなかった労働条件等を新たに提示しようとする場合</p> <p>② 当初の明示において一定の範囲をもって明示した労働条件等を特定して提示しようとする場合</p> <p>③ 当初の明示において明示した労働条件等と異なる内容の労働条件等を提示しようとする場合</p>										
レビューを行う時期又は条件	雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。										